

○伊豆市契約事務規則

平成16年4月1日規則第51号

改正

平成16年8月30日規則第146号
平成17年4月1日規則第19号
平成18年3月30日規則第21号
平成18年12月6日規則第45号
平成19年3月23日規則第5号
平成19年9月28日規則第50号
平成20年3月25日規則第6号
平成20年8月14日規則第24号
平成21年3月31日規則第9号
平成24年3月22日規則第6号
平成25年12月27日規則第39号
平成28年4月1日規則第19号
平成28年7月1日規則第29号
平成31年3月26日規則第7号
令和元年9月30日規則第10号
令和3年3月9日規則第9号

伊豆市契約事務規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格（第5条—第7条）

第2節 公告及び入札（第8条—第25条）

第3節 落札者の決定等（第26条—第33条）

第3章 指名競争入札（第34条—第39条）

第4章 随意契約（第40条—第44条）

第5章 契約の締結（第45条—第52条）

第6章 契約の履行

第1節 通則（第53条—第60条）

第2節 監督及び検査（第61条—第65条）

第7章 経理（第66条—第73条）

第8章 雑則（第74条—第77条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 伊豆市が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 部長 市長の事務部局及び教育委員会に属する部長、会計管理者並びに議会事務局長をいう。
- （2） 課長 市長の事務部局及び会計管理者の補助組織並びに教育委員会事務局の課等の長をいう。

- (3) 契約 市を当事者の一方とする売買、賃貸、請負その他の契約をいう。
- (4) 契約者 市と契約を締結する相手の者をいう。
- (5) 入札者 契約者となるため入札をする者をいう。

(契約事務の総括)

第3条 総務部長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、契約に関する事務の処理の制度を整え、契約に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

2 総務部長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、部長又は課長に対し、その所掌事務に係る契約に関する事務の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(競争入札参加者の資格)

第4条 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった日後3年以内の期間を定めて競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格

(参加資格等)

第5条 市長は、政令第167条の5第1項の規定により、その種類ごとに、その金額に応じ、工事、製造等の実績、従業員の数、資本金の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法について公告しなければならない。

(資格審査等)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、その者の資格の審査を行い、格付けを行うとともに資格を有する者（以下「資格者」という。）の名簿を作成するものとする。

2 前項の規定により参加者の資格を審査したときは、申請者にその結果を通知するものとする。

(特別に定める参加資格)

第7条 市長は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、第5条の規定に基づく資格者につき、さらに当該競争入札に参加する資格を定め、その資格を有する者により当該競争入札を行うことができる。

第2節 公告及び入札

(入札の公告)

第8条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第9条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項により公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書案その他入札に必要な書類を示すべき日時及び場所
- (4) 入札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の公告において、当該公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨をあわせて明示するものとする。

(入札保証金)

第10条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、公有財産及び物品の売払いに係る一般競争入札の場合は、入札保証金を予定価格の100分の10以上の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 第5条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で過去2年の間に、市若しくは国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 公有財産及び物品の売払いに係る一般競争入札の場合において、予定価格が30万円以下のとき。

(入札保証金の納入)

第11条 入札者は、前条の入札保証金を入札の公告において定められた場所、期限及び手続に従い納入しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第12条 市長は、第10条第2項第1号の規定に基づき入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第13条 第10条第1項の入札保証金の納入は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債及び地方債

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が确实と認めるもの

(担保の価値)

第14条 前条各号に掲げる担保（以下「代用担保」という。）の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

(1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が确实と認めるもの 市長が適正と認める金額

(担保提供の方法)

第15条 代用担保をもって入札保証金の代用にしようとする者があるときは、当該代用担保を入札の公告において定められた場所、期限及び手続に従って提出させなければならない。

2 第13条第1号の国債又は地方債が代用担保として提供された場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(小切手の現金化等)

第16条 市長は、第13条第2号の小切手が代用担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該出納員をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をするようにし、又は当該小切手に代わる入札

保証金の納付若しくは代用担保の提供を求めなければならない。

(予定価格の作成)

第17条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を封かんして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産及び物品の売払いに係る一般競争入札にあつては、入札執行前にその予定価格を公表することができる。

(予定価格の決定方法)

第18条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第19条 入札を行う場合には、入札に参加しようとする者又はその代理人は、入札書を入札の公告において定められた所定の日時、場所及び方法に従い、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、代理人が入札するときは、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

3 市長は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により入札書を受領したときは、その日時を記入し、押印のうえ、開札時まで封のまま保管しなければならない。

4 入札書は1人1通とし、入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

(電子入札)

第19条の2 電子入札（電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。）を行う場合には、前条の規定にかかわらず、入札に参加しようとする者は、その使用に係る電子計算機に入札金額その他必要な事項を入力しなければならない。

2 前項の規定により行われた電子入札は、同項の本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

(入札価格の表示効力等)

第20条 一般競争入札に付する事項の総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合においては、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。ただし、建設工事において、別に定めがある場合は、この限りでない。

2 総額をもって定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、落札者にこれを訂正させなければならない。

(入札の無効)

第21条 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者が入札をしたとき。

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しないとき。

- (3) 郵便又は信書便により送付された入札書が、指定の日時までには到達しないとき。
- (4) 代理人が委任状を持参しないとき。
- (5) 所定の日時、場所に入札書を提出しないとき。
- (6) 入札書に記名、押印を欠くとき。
- (7) 入札書の金額を訂正したとき。
- (8) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明瞭であるとき。
- (9) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められるとき。
- (10) 同一事項の入札について、2以上の入札書が提出されたとき。
- (11) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をしたとき。
- (12) 同一事項の入札について、2人以上の代理をしたとき。
- (13) 談合情報があった場合で、当該情報と入札の結果、落札した業者及び落札金額とが一致したとき。
- (14) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反したとき。

(入札無効の理由明示)

第22条 入札を無効とする場合においては、政令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

(入札保証金等の返還)

第23条 入札保証金又は代用担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産及び物品の売払いに係る一般競争入札における入札保証金については、落札者からの申し出により契約金額の一部又は全部に充当することができる。

(再度入札に対する入札保証金)

第24条 政令第167条の8第3項の規定により再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金（代用担保を含む。）をもって再度の入札に対する入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金に対する利息)

第25条 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

第3節 落札者の決定等

(落札者)

第26条 売却及び貸付けの場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定するもの以外のものについては、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第27条 政令第167条の10第1項の規定に基づいて落札者を決定することができる契約は、予定価格が130万円を超える工事又は製造その他についての請負に関する契約とする。

2 前項の規定により契約に関し、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者と決定するときは、市長は、その理由を記載した書類を作成しなければならない。

(最低制限価格を設けてする落札者の決定)

第28条 政令第167条の10第2項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が130万円を超える工事又は製造その他についての請負に関する契約とする。

(最低制限価格の決定方法)

第29条 前条に規定する契約について、最低制限価格を設ける場合は、別に定める最低制限価格の取扱い基準の範囲内において、当該工事又は製造その他についての請負の予定価格を構成する材

料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事又は製造その他についての請負ごとに適正に定めなければならない。

- 2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、その最低制限価格を記載した書面を封かんし、第17条の予定価格を記載した書面とともに開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(落札の通知)

第30条 市長は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

- 2 前条の規定に基づいて落札者が決定したときは、前項の通知のほか、最低価格の入札者で落札者とならなかった者に対して必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しても適宜の方法により落札の決定があった旨を知らせなければならない。

(入札経過調書)

第31条 市長は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

(再度入札の公告期間)

第32条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で更に入札に付そうとするときは、法令に特別の定めがあるもののほか、第8条に定める公告の期間を5日までに短縮することができる。

(せり売り)

第33条 市長は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

第3章 指名競争入札

(参加資格)

第34条 指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を具備しなければならない。ただし、売却及び貸付けの場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 引き続き1年以上その営業又は事業を行っていること（法人にあっては、その代表者が1年以上同一の事業に従事した者を含む。）。
- (2) 税目及び税額について市長が定める国税又は地方税を納付していること。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、定期に契約の種類ごとに、その金額に応じ、工事、製造等の実績、従業員の数、資本金の額その他の経営の規模及び経営の状況を要件とする資格を定め、その基本的事項について公告するものとする。

(資格審査、登録名簿)

第35条 市長は、前条の規定に従い、指名競争入札に参加しようとする者の申請により、別に定める審査格付基準に従い、業者の審査及び格付けを行い、指名業者登録名簿を作成する。

- 2 市長は、必要があると認めるとき、又は申請者に特別な事情があると認めるときは、前項の手続に準じて随時に資格の審査及び格付けを行い、指名業者登録名簿の追加を行うことができる。

(指名基準)

第36条 市長は、契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るために必要があると認めるときは、入札者の指名の基準について別に定めるものとする。

(入札者の指名)

第37条 指名競争入札に付するときは、契約の種類及び金額に応じて、指名業者登録名簿に登載された者のうちから、前条の指名基準に従って、なるべく3者以上指名しなければならない。

- 2 前項の規定により入札者を決定したときは、第9条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を当該入札者に通知しなければならない。

(建設工事等入札参加者指名委員会への付議)

第38条 市長は、予定価格が第42条に定める限度額を超える契約に関して、前条第1項の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、別に定める伊豆市建設工事

等入札参加者指名委員会の議を経なければならない。ただし、緊急を要するとき、又は市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第39条 第10条から第31条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第10条第2項第2号中「第5条」とあるのは「第34条」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(予定価格の決定)

第40条 随意契約により契約するときは、あらかじめ第17条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

(予定価格調書の作成の省略)

第41条 市長は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が50万円未満の契約
- (2) 法令等に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他の特別の理由があることにより特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は困難なものに係る契約

(限度額)

第42条 政令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の額の契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約による契約の手続)

第42条の2 政令第167条の2第1項第3号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ発注する見通しを公表すること。
- (2) 契約の締結後、当該契約の締結状況を公表すること。

2 政令第167条の2第1項第4号の規則で定める手続は、前項の規定による手続とする。

(見積書の徴取)

第43条 随意契約により契約するときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。

(見積書徴取の省略)

第44条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令等により価格の定められている物品を購入するとき。
- (3) 1件の予定価格が10万円未満の工事、製造、修繕その他の請負契約（委託契約を含む。）を締結し、又は物品を購入するとき。
- (4) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。

第5章 契約の締結

(契約書の作成)

第45条 市長は、競争入札等により契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなけ

ればならない。

2 前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が遠隔地にあるとき、その他の必要がある場合は、まずその者に契約書の案を送付して記名押印させ、その返付を受けてこれに記名押印するものとする。

3 市長は、前項の規定による契約書の記名押印を完了したときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に交付するものとする。

(契約書の記載事項)

第46条 契約書には、当該契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書作成の省略)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第45条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 請負金額が130万円未満の工事又は製造の請負契約をするとき。
- (2) 契約金額が50万円未満の物品の買入れ及び業務の委託に関する契約をするとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

(請書等の徴取)

第48条 市長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約内容を明らかにした請書、公文書その他これらに準ずる書面を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第44条の規定により見積書の徴収を省略したものについては、これを省略することができるものとする。

(契約保証金)

第49条 市長は、契約者に契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。)の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、第5条又は第34条に規定する参加資格を有する者で過去2年の間に、市若しくは国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる

おそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売上代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約を締結するとき。

3 契約金額の変更があった場合は、市長又は契約者は、契約金額の変更の率に応じて契約保証金、保証金額又は保険金額の変更を請求することができる。

(契約保証金等の返還)

第50条 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、工事若しくは給付の完了の確認又は検査後、これを返還するものとする。

(契約保証金に代わる担保等)

第51条 第12条から第14条まで、第15条第2項、第16条及び第25条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第12条中「第10条第2項第1号」とあるのは「第49条第2項第1号」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第13条中「第10条第1項の入札保証金」とあるのは「第49条第1項の契約保証金」と、第16条中「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、「入札保証金」とあるのは「契約保証金」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項において準用する第13条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とする。

(仮契約)

第52条 市長は、伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年伊豆市条例第46号)の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

2 市長は仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

第6章 契約の履行

第1節 通則

(前金払)

第53条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事については、1件の請負代金が200万円以上の公共工事に係る契約者に対して、**契約金額の4割(委託業務については3割)**を超えない範囲内で政令附則第7条の規定による前金払をすることができる。

2 契約者は、前項の規定により前払金を受けようとするときは、当該前払金に係る請求書に保証事業会社の保証書を添えて提出しなければならない。

3 前払金の取扱手続等については、別に定める。

(中間前金払)

第53条の2 前条の規定により前金払をした公共工事に要する経費については、契約金額の2割を超えない範囲内で、既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、中間前金払について準用する。

(部分払)

第54条 工事、製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件購入契約に係る既納部分に対し、検査に合格したときは、その完済前又は完納前に代価の一部を債権者に支払うことができる。

(部分払の限度額)

第55条 前条の部分払における支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入契約にあっては、その既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、個々に分割できる性質の工事又は製造その他についての請負契約にかかる完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

2 第53条の規定により前金払（第53条の2の規定による中間前金払を含む。）をした工事について、前条の規定により部分払をするときは、前項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た金額を控除して支払うものとする。

（部分払の回数）

第56条 第54条の規定により部分払をする場合は、次の各号に掲げる契約の区分ごとに当該各号に定める回数以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 契約金額200万円以上2,000万円未満 2回
- （2） 契約金額2,000万円以上5,000万円未満 3回
- （3） 契約金額5,000万円以上 4回

（履行期限の延長）

第57条 市長は、契約の相手方が天災その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に契約を履行することができないときは、その者の申出により履行期限を延長することができる。

（遅延違約金）

第58条 市長は、契約の相手方が履行期限内にその義務を履行しないときは、前条の規定により履行期限の延長を承認した場合を除き、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額）につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した金額を違約金として徴収する。ただし、この場合において、分割して履行しても支障のないものについては、その期限内に履行しなかった部分についてのみ徴収することができる。

2 前項の違約金に100円未満の端数があるときはその端数金額を、当該違約金が100円未満であるときはその全額を徴収しないことができる。

（減価採用）

第59条 契約の相手方の提供した履行の目的物に少しの不備の点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当に減価のうえ採用することができる。

（減価採用の場合の遅延違約金）

第60条 遅延納入に係る物件を、前条の規定により減価のうえ採用したときの遅延違約金は、減価採用価格によって算出する。

第2節 監督及び検査

（監督）

第61条 事業を執行する課長（以下「事業執行課長」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約について、自ら又はその所属職員に命じて、その適正な履行を確保するため必要な監督を行わなければならない。

2 事業執行課長は、特に必要があるときは、前項の監督を他の課又は部課の所属職員に委任することができる。

（監督員の一般的職務）

第62条 前条の規定により監督を行う者又は政令第167条の15第4項の規定に基づき監督の委託を受けた者（以下「監督員」という。）は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験、検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の報告)

第63条 監督員は、監督の実施状況について、総務部長に対し、随時に、事業執行課長を通じ、必要な報告をしなければならない。

(監督を委託して行った場合の報告)

第64条 政令第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督を行わせた場合においては、事業執行課長が当該監督の結果を確認し、市長に報告しなければならない。

(検査)

第65条 検査員の設置、検査担当区分及び検査の実施方法等については別に定める。

第7章 経理

(契約締結の依頼)

第66条 課長は、その所管する事業の執行に関し、1件の契約予定額(単価による契約にあつては、契約予定単価に予定数量を乗じて得た金額)が130万円を超える工事若しくは製造の請負契約、80万円を超える物品の買入れ又は50万円を超える業務委託契約の締結が必要であるときは、実施計画の承認を受けた後、その契約の締結を契約事務を担当する課長(以下「契約課長」という。)に依頼しなければならない。ただし、契約課長が必要ないと認めるときは、依頼しないことができる。

2 前項ただし書の契約をしようとするときは、あらかじめ契約課長に協議しなければならない。

(課において行う契約の事務)

第67条 課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該事務の専決権者の決裁を受けて、当該課において行うものとする。

(1) 1件の契約予定額が130万円以下の工事又は製造の請負契約

(2) 1件の契約予定額が80万円以下の物品の購入契約

(3) 1件の契約予定額が50万円以下の業務委託契約

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約課長が当該課において契約することが適当と認めた契約

(契約締結依頼の必要書類)

第68条 課長は、第66条の規定により契約課長に契約の締結を依頼する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮のうえ、契約の履行の期限又は期間を明示するとともに、起工書、設計書、内訳書、仕様書、図面その他契約の締結に必要な書類を添付し、当該契約の履行につき疑義のないよう努めなければならない。

(工期)

第69条 工期を日数をもって定める場合は、伊豆市の休日を定める条例(平成16年伊豆市条例第2号)第2条第1項に定める休日は工期に算入しないものとする。

(特殊物件の指定)

第70条 課長は、契約の締結を依頼する場合において特殊の物件で1種類を指定する必要があるときは、詳細な指定理由書を添付しなければならない。

(契約締結の依頼期限)

第71条 契約締結の依頼期限は、毎年度の2月末までとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条から第214条までの規定に基づいて行う契約及び契約課長が当該年度中に契約の履行が完了すると認めたものについては、この限りでない。

(契約の締結等)

第72条 契約課長は、第66条の規定による契約の締結の依頼を受けた工事若しくは製造の請負又は物件の買入れ若しくは業務委託契約について、競争入札、随意契約又はせり売りに付した場合に

において、契約を締結するに至らなかったときは、意見を付して、速やかに依頼元にその旨を通知しなければならない。

(契約の内容変更等の処理)

第73条 課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約内容の変更手続を取らなければならない。

- (1) 契約者より納期又は工期の延長の願い出のあったとき。
- (2) 市の都合により契約の全部若しくは一部の解除、減価採用その他の内容変更又は履行の中止をする必要があるとき。
- (3) 契約者の契約違反により契約解除の必要があると認めるとき。
- (4) 契約者が契約の履行に当たり政令第167条の4第2項各号に掲げる行為があると認めるとき。
- (5) 監督又は検査に疑義があるとき。

第8章 雑則

(競争に参加させないことができる者についての通知)

第74条 課長は、その所掌に係る事項に関する契約に関し、政令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)のいずれかに該当すると認められる者があったときは、次に掲げる事項を詳細に記載した書面により契約課長に通知しなければならない。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者の住所又は所在地、氏名(法人にあつては、法人名及び代表者名)、業種及び経営の状況並びに契約の実績
- (2) 政令第167条の4第2項各号の該当条項及びその事実の詳細
(契約解除等の通告)

第75条 契約の解除及び保証金の没収は、書面によって行うものとする。

- 2 前項の場合において、契約者がその書面の受領を拒み、又はその住所、居所若しくは所在地がともに知れないときは、書面の送付に代えて国税通則法(昭和37年法律第66号)第14条の公示送達の例による。

(契約事務の記録整理)

第76条 契約課長又は課長は、契約事務を処理するため、別に定める契約台帳を備え、契約に関する事務の処理について必要な事項を記録整理しなければならない。

- 2 課長は、前項の契約台帳の写しを翌年度4月末日までに契約課長に提出しなければならない。
(その他)

第77条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町財務規則(昭和41年修善寺町規則第11号)、土肥町財務規則(平成4年土肥町規則第4号)、天城湯ケ島町財務規則(昭和40年天城湯ケ島町規則第8号)又は中伊豆町財務規則(平成9年中伊豆町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年8月30日規則第146号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月6日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第50号抄)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成20年3月25日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月14日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日規則第29号)

1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の伊豆市契約事務規則第4条の規定は、競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の事実により地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月26日規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。